

件名	第2次堺市循環型社会づくり計画（案）の策定について																									
経過・現状 政策課題	<p>【経過】 平成15年12月 堺市循環型社会形成推進条例制定 平成18年 3月 第1次堺市循環型社会づくり計画策定 平成25年10月 「堺市循環型社会づくり計画のあり方について」堺市環境審議会に諮問 平成26年 1月 同審議会から答申</p> <p>【現状・課題】 循環型社会形成推進基本法をはじめ、資源有効利用促進法や個別リサイクル法等、循環型社会形成に向けた法整備等が進み、本市においても、一般廃棄物、産業廃棄物とも排出量の減量化は着実に進んでいるが、一般廃棄物のリサイクル率や清掃工場搬入量などが第1次計画の目標に達していないこと等から、循環型社会の実現に向け、引き続き取り組んでいく必要がある。</p> <p>リサイクル率：14.8%（平成22年度目標 約24.5%） 清掃工場搬入量：約28.8万t（平成22年度目標 約27.0万t）</p>																									
対応方針 今後の取組（案）	<p>【目的】 堺市循環型社会形成推進条例に基づき、本市における循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、資源循環分野に関する総合的な事項を定める。</p> <p>【計画期間】平成26年度から平成27年度まで</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4Rが賢明に実践される環境文化のまちづくり ・資源循環のネットワークに支えられた、環境と経済が共生するシステムづくり ・市民、事業者、市民活動団体等が行動し連携するための人づくり <p>【主な指標】</p> <p>○一般廃棄物</p> <table border="1" data-bbox="347 1361 1449 1541"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準（平成16年度）</th> <th>目標（平成27年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清掃工場搬入量</td> <td>約35.0万t</td> <td>約26.0万t</td> </tr> <tr> <td>リサイクル率</td> <td>約13.1%</td> <td>約28.0%</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>約6.3万t</td> <td>約2.7万t</td> </tr> </tbody> </table> <p>○産業廃棄物</p> <table border="1" data-bbox="347 1585 1449 1765"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準（平成22年度）</th> <th>目標（平成27年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td> <td>約268万t</td> <td>約278万t以下</td> </tr> <tr> <td>再生利用率</td> <td>約30%</td> <td>約30%以上</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>約12万t</td> <td>約12万t以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【スケジュール（案）】 平成26年3月 パブリックコメントの実施 平成26年4月 計画の策定</p>			基準（平成16年度）	目標（平成27年度）	清掃工場搬入量	約35.0万t	約26.0万t	リサイクル率	約13.1%	約28.0%	最終処分量	約6.3万t	約2.7万t		基準（平成22年度）	目標（平成27年度）	排出量	約268万t	約278万t以下	再生利用率	約30%	約30%以上	最終処分量	約12万t	約12万t以下
	基準（平成16年度）	目標（平成27年度）																								
清掃工場搬入量	約35.0万t	約26.0万t																								
リサイクル率	約13.1%	約28.0%																								
最終処分量	約6.3万t	約2.7万t																								
	基準（平成22年度）	目標（平成27年度）																								
排出量	約268万t	約278万t以下																								
再生利用率	約30%	約30%以上																								
最終処分量	約12万t	約12万t以下																								
効果の想定	4Rの取り組みが進み、社会における健全な物質循環が確保されることによって天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された循環型社会が形成される。																									
関係局との政策連携																										

第2次堺市循環型社会づくり計画（案）【概要説明】

序章 計画策定の背景

事業活動や市民生活の全般を通じて資源の循環的利用を徹底することによって大量生産・大量消費という20世紀型の社会経済システムを脱却し、環境への負荷ができる限り低減された「**循環型社会**」を築き上げることが急務となっている。

20世紀型の社会経済システム

- ・大量生産、大量消費、大量廃棄
- ・地球環境、廃棄物問題
- ・資源枯渇の懸念



循環型社会

- ・適量生産、適量消費、最小廃棄
- ・環境への負荷の低減
- ・豊かな環境と貴重な資源の継承

第1章 計画の位置づけ

堺市循環型社会形成推進条例に基づき、本市における**循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため**、資源循環分野に関する総合的な事項を定める計画として策定。

- ◆計画期間
平成26年度から平成27年度まで
(個別法による別規定があるものを除く)
- ◆計画が対象とする資源
地下資源やバイオマス資源の消費に由来する「**廃棄物**」

第2章 廃棄物処理及びリサイクルの現状と課題

◆循環型社会に向けた法整備と新たな責務
循環型社会形成推進基本法、資源有効利用促進法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法など、個別法が整備されてきている。

◆第1次計画の目標達成状況

○一般廃棄物

	基準 (平成16年度)	目標 (平成22年度)	実績 (平成22年度)
清掃工場搬入量	約35.0万t	約27.0万t	約28.8万t
リサイクル率	約13.1%	約24.5%	14.8%
最終処分量	約6.3万t	約4.9万t	約4.9万t

○産業廃棄物 (下水道汚泥除く)

	基準 (平成12年度)	目標 (平成22年度)	実績 (平成22年度)
排出量	約205万t	約210万t	約116万t
再生利用率	約28%	約31%	約67%
最終処分量	約21万t	約14万t	約11万t

第3章 循環型社会をめざすにあたって

◆循環型社会とは
4Rの取り組みが進み、社会における健全な物質循環が確保されることによって天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された社会のことです。

◆堺市の循環型社会づくりの可能性

既存の産業活動及び新産業の起業環境において、地域特性を効率的に活用することにより、21世紀の国際的な資源循環の連携を見据えた全国を代表する循環型社会づくりと、これらによる視察等の呼びみや二次産業誘致などまちの賑わいの創出が可能になると言える。

第4章 堺市がめざす循環型社会の姿と実現のための基本方針

◆堺市がめざす循環型社会の姿

- ①先人たちの“もの”を大切に長く使う暮らしに学びながら、21世紀型の持続可能な生活スタイルを育み次世代に伝えるまち
- ②すべての事業者が、自由・自治の伝統と進取の気風のもとに、主体的かつ協働して新時代の資源循環に取り組み、また、そのことが正当に評価されるまち

◆循環型社会の姿を実現するための目標

一般廃棄物

○排出関係

	基準 平成16年度	目標 平成27年度
清掃工場搬入量	約35.0万t	約26.0万t
家庭系ごみ排出量	785g/人日	655g/人日
事業系ごみ排出量	444t/日	399t/日
リサイクル率	約13.1%	約28.0%
最終処分量	約6.3万t	約2.7万t

○家電リサイクル法

エアコン：88%以上、冷凍・冷蔵庫：76%以上 など

○食品リサイクル法

食品製造業：85%、食品卸売業：70% など

◆循環型社会の実現のための基本方針

- ①4Rが賢明に実践される環境文化のまちづくり
- ②資源循環のネットワークに支えられた、環境と経済が共生するシステムづくり
- ③市民、事業者、市民活動団体等が行動し連携するための人づくり

産業廃棄物

○排出関係 (下水道汚泥含む)

	基準 平成22年度	目標 平成27年度
排出量	約268万t	約278万t以下
再生利用率	約30%	約30%以上
最終処分量	約12万t	約12万t以下

○食品リサイクル法

食品製造業：85%、食品卸売業：70% など

○建設リサイクル法

コンクリート塊：99%以上、
アスファルトコンクリート塊：99%以上
建設発生木材：95%

5章 目標達成のための行動指針

◆市、事業者、市民等の役割

市

- ・総合的、計画的な施策の策定
- ・各主体の取り組み促進
- ・全庁的な資源の循環利用

事業者

- ・排出者責任に基づく取り組み
- ・資源循環型の社会経済システムづくりの推進

市民等

- ・生活スタイルの見直し
- ・先導的な事業者の取り組み支援
- ・地域の環境保全活動の促進
- ・自立的・組織的な幅広い活動、コーディネーター的役割

6章 計画の推進と進行管理

◆計画の推進

1. 情報基盤の整備

- ・ITを活用した情報提供システムの整備

目標達成のための
行動指針

2. 人材の育成・確保

- ・環境教育・学習の推進
- ・活動リーダー等の育成・確保

3. パートナーシップの強化

- ・市民参加と協働 (市民参加による政策形成など)
- ・環境産業の創出 (実証研究等の支援など)

◆進行管理

- 目標達成状況等の公表
- PDCAに基づく進行管理 など

堺市循環型社会づくり計画（案）

平成 26 年 月

堺市環境局

堺市循環型社会づくり計画

もくじ

序章 計画策定の背景
第1章 計画の位置付け等
第1節 計画の位置付け
第2節 計画期間
第3節 計画の対象とする資源の考え方
第2章 廃棄物処理及びリサイクルの現状と課題
第1節 循環型社会づくりに向けた法整備と新たな責務
第2節 堺市の現状と課題
1. 一般廃棄物
2. 産業廃棄物
第3章 循環型社会をめざすにあたって
第1節 循環型社会とは
第2節 堺市の循環型社会づくりの可能性
第4章 堺市がめざす循環型社会の姿と実現のための基本方針
第1節 堺市がめざす循環型社会の姿
第2節 循環型社会の実現のための基本方針
第3節 循環型社会の姿を実現するための目標
1. 循環型社会の姿1に係る指標
2. 循環型社会の姿2に係る指標
第5章 目標達成のための行動指針
第1節 市、事業者、市民等の役割
1. 市の役割
2. 事業者の役割
3. 市民等の役割
第2節 取り組みを進めるに際しての優先順位
第3節 基本方針1に係る主体別取り組み例
1. 市民
2. 事業者
3. 市

第4節 基本方針2に係る取り組み

第5節 基本方針3に係る取り組み

第6章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進

1. 情報基盤の整備

2. 人材の育成・確保

3. パートナーシップの強化

第2節 進行管理

序章 計画策定の背景

これまで私たちは、大量に資源を投入して大量に製品を生産・消費し大量に廃棄するという20世紀型の社会経済システムのもとで便利で豊かな生活を享受してきました。

しかし、こうした社会経済システムは、化石燃料の大量消費等によって地球の温暖化や酸性雨等の地球環境問題をもたらす一方、国内では、廃棄物の大量排出による最終処分場の逼迫や不法投棄等の不適正処理の増加など深刻な廃棄物問題を引き起こしてきました。

さらに、人類の豊かさを支える鉱物資源やエネルギーについては、発展途上国の人口増加や経済成長等によって21世紀中にはその一部で枯渇が予想されるなど、天然資源の多くを輸入に依存しているわが国にとっては、このような問題が21世紀の市民生活等に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

このため、事業活動や市民生活の全般を通じて資源の循環的利用を徹底することによって環境への負荷ができる限り低減された「循環型社会」を築き上げることが急務となっています。

このような状況のもと、国においては、平成12年に、「循環型社会形成推進基本法」を制定して循環型社会の形成のための基本的な枠組みを定めたほか、「資源有効利用促進法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「グリーン購入法」、「小型家電リサイクル法」などの各種リサイクル関連法の整備によって、循環型社会づくりに向けた本格的な取り組みを始めています。

もとより循環型社会づくりへの取り組みは、こうした法制度等に基づく国の社会経済システムの変革に関する広範な政策の実施が基本となるものの、その個別・具体的な取り組みについては、市民や事業者等が地域の特性に応じて、自らのライフスタイルや事業活動のあり方を、適量生産、適量消費、最小廃棄を基調とした循環型に改めていくところから始まるものです。

このため、私たち堺市民は、ここに英知を結集して一体となって循環型社会づくりに取り組むことによって、便利で豊かな市民生活の維持・向上を図りつつ、地球の豊かな環境と貴重な資源を私たちの子孫に対して確実に引き継いでいくことをめざします。



第1章 計画の位置付け等

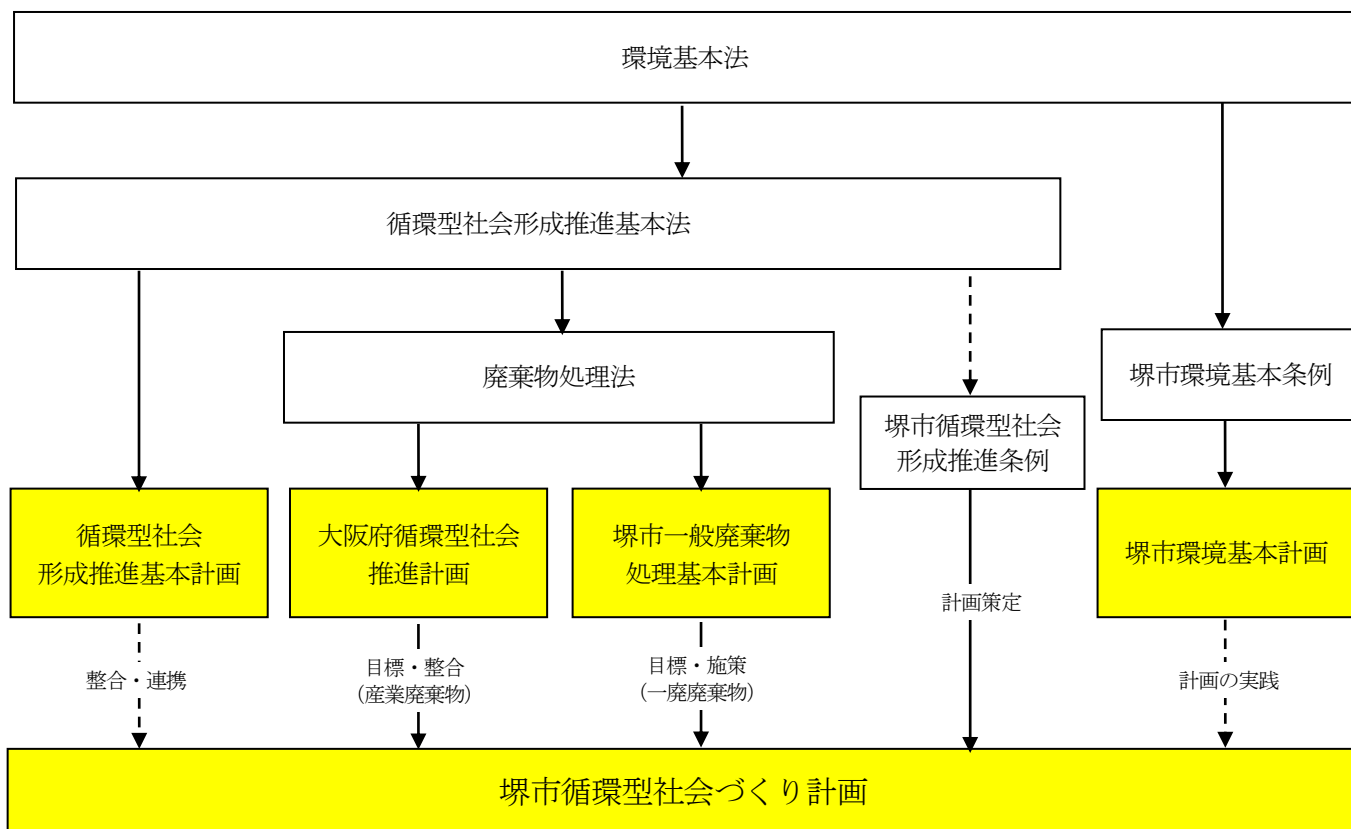
第1節 計画の位置付け

環境の世紀と言われる21世紀は、循環型社会への早期転換が求められる時代でもあります。こうした時代の変革期にあっては、まず、市、事業者、市民等のすべての主体が、めざすべき循環型社会の将来像を共有しながら、その実現に向かってどのような取り組みをすべきかについて共通認識を持つことが大切です。

このような観点から、本計画は「堺市循環型社会形成推進条例」の規定に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、堺市がめざす循環型社会の姿や基本方針等を示す“ビジョン”、及び循環型社会づくりに向けた市、事業者、市民等の役割、行動指針、推進方策等を示す“行動計画”として定めるとともに、平成21年5月に策定した「第2次堺市環境基本計画」を推進するための資源循環部門の実施計画として策定するものです。

加えて、国が「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定した「循環型社会形成推進基本計画」の趣旨のもとに、堺市が地域特性を考慮して策定する「堺市版の基本計画」でもあります。

計画の位置付け



第2節 計画期間

個別法による別規定があるものを除き、「大阪府循環型社会推進計画」や「堺市一般廃棄物処理基本計画」など関連計画の計画期間との整合を図り、平成26年度から平成27年度とします。

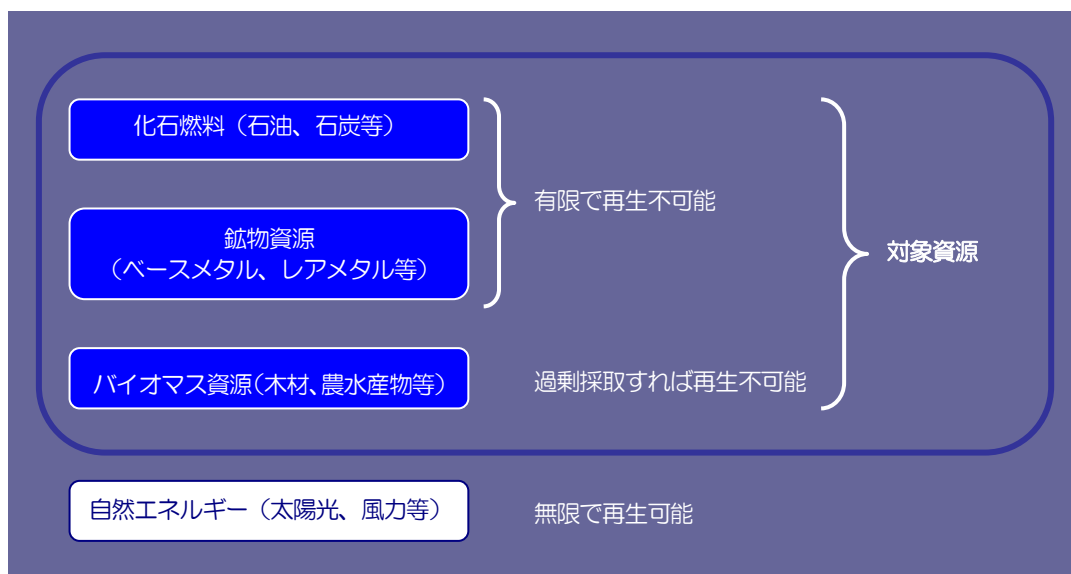
第3節 計画の対象とする資源の考え方

私たちが日常的に利用している資源のなかで、石油・石炭などの化石燃料やベースメタル・レアメタルなどの鉱物資源は、無限で再生可能な太陽光・風力などの自然エネルギーと異なり、有限で再生不可能な資源であることに加え、国際的な資源価格の高騰、需給逼迫などから、今後、世界全体での資源制約が一層強まることが予想されています。また、木材や農・水産物などのバイオマス資源は、再生可能な資源ですが、その利用がそれらの再生能力を超えて行われるに従い再生不可能な資源となってきます。

これまでの20世紀の社会経済システムのもとでは、これら化石燃料・鉱物などの地下資源やバイオマス資源が大量に採取・消費され廃棄されることによって廃棄物処理問題はもとより、地球温暖化、生物多様性の損失など世界規模の問題が深刻化し、21世紀の「持続可能性」が懸念されるようになってきています。

このことから、本計画で扱う資源については、地下資源やバイオマス資源の消費に由来する「廃棄物」を対象とします。そして、これらの有用性のもとに「資源」として捉え直し、賢明に再使用・再生利用を行うことを通じて新規に採取・消費される地下資源やバイオマス資源の抑制及び最終処分の低減を図り、それでもなお生じた廃棄物については、適正な処分を確保するとともに、廃棄物発電の導入等による熱回収徹底により、地球環境に与える負荷をできる限り少なくすることによって持続可能な21世紀型の社会経済システムを形成していきます。

計画が対象とする資源



第2章 廃棄物処理及びリサイクルの現状と課題

第1節 循環型社会づくりに向けた法整備と新たな責務

1) 循環型社会形成推進基本法

平成12年6月に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体に捉え、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきことと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」として捉え直し、循環的な利用（再使用・再生利用・熱回収）を図るべきことが規定されています。

また、事業者の排出責任として、廃棄物等の排出事業者が自らの責任において、その排出したものについて適正な循環的な利用又は処分をすべき責務が規定され、さらに、拡大生産者責任として、生産者が、その製造する製品の耐久性の向上、設計の工夫、材質や成分の表示等を行う責務とともに、一定の製品について、引き取り、引き渡し又は循環的な利用を行うことが義務付けられています。

2) 資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

平成12年に行われた「再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年制定）」の抜本的な改正によって法律名も改められた「資源の有効な利用の促進に関する法律」では、①事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策の強化、②製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制対策、③回収した製品の部品等への再使用対策とともに、産業廃棄物対策として④副産物の発生抑制及びリサイクルの促進が規定されています。

また、改正では7業種・42品目を新たに追加すること等によって、3業種・30品目から10業種・69品目へと対象業種・対象製品が拡充され、事業者に対しては3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユーズ）、再生利用（リサイクル））の取り組みが包括的に義務付けられています。

3) 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

廃棄物の最終処分場の逼迫及び廃棄物の不適正処理等の廃棄物問題に対応するため、平成12年に「建設リサイクル法」が制定され、一定規模以上の建築物の解体工事などの発注者に対しては都道府県知事への事前届出が義務付けられるとともに、建築物の解体工事などの受注者に対しては、①特定建設資材（コンクリート、木材、アスファルトコンクリート）の分別解体等、②特定建設資材の再資源化などが義務付けられています。

4) 食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

平成12年に制定された「食品リサイクル法」では、大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会への転換が急がれる状況の中で、食品廃棄物等の排出の抑制と資源としての有効利用を推進することが規定されています。

平成19年の改正では、食品廃棄物等の発生量が微増傾向で推移する中で、食品産業全体の再生利用等の実施率は着実に向上し、一定の成果が認められるものの、食品小売業や外食産業では、多種多様な食品廃棄物等が少量かつ分散して発生することなどから、これ

ら食品関連事業者に対する指導監督の強化と再生利用等への取り組みを円滑にする措置が講じられました。

5) 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

平成 7 年に制定された「容器包装リサイクル法」は、平成 12 年 4 月から完全施行され、それまでのガラスびん、PET ボトルに加え、PET ボトル以外のプラスチック製容器包装、飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装が新たに対象とされるとともに、特定事業者の範囲も拡大されています。

このうち再商品化が義務付けられているのは、ガラスびん、PET ボトル、PET ボトル以外のプラスチック製容器包装、段ボール以外の紙製容器包装の 4 品目であり、再商品化の方法として①自主回収ルート、②指定法人ルート、③独自ルートを選択・実施することができることとされています。

平成 18 年の改正では、容器包装廃棄物の排出抑制の促進（レジ袋対策）、質の高い分別収集・再商品化の推進、事業者間の公平性の確保、容器包装廃棄物の円滑な再商品化等が規定されています。

6) 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

平成 10 年に、廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効利用を確保するために制定された「家電リサイクル法」によって、市町村において高度な再商品化等（リサイクル）が困難なもの等を特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）と指定され、廃棄物として排出された段階で、小売業者による収集・運搬、及び製造業者等による再商品化等が義務付けられ、消費者（排出者）には、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどが定められています。

また、平成 21 年 4 月から液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象品目に追加されています。

7) 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

平成 14 年 7 月に制定され、平成 17 年 1 月 1 日から本格施行された自動車リサイクル法は、拡大生産者責任の考え方に基づき、使用済自動車の処理工程で発生するフロン類、エアバッグ及びシュレッターダストについて、自動車製造業者及び輸入業者に対して引取り及びリサイクル（フロン類については破壊）を義務付ける一方、自動車の所有者に対しては、製造業者等のリサイクルに充てる費用の負担を、新車販売時（既販車は最初の車検時まで）に求めています。

8) グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

循環型社会の形成のためには、再生品等の供給面の取り組みを強化することに加え、再生品等に対する需要が確保されることが重要であることから、循環型社会形成推進基本法の趣旨に則り、国等の公的部門による環境物品等の調達の推進及び環境物品等に関する情報提供の推進により需要の転換を図り、循環型社会の形成に資することを目的として、平成 12 年 5 月に「グリーン購入法」が制定され、平成 13 年 4 月から全面施行されています。

9) 小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

平成 24 年に制定された「小型家電リサイクル法」は平成 25 年 4 月から施行され、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進し、廃棄物の適正な処理及び有用金属のリサイクルによる資源確保を図るべきことが規定されています。

第2節 堺市の現状と課題

1. 一般廃棄物

1) 一般廃棄物の排出関係

項目	基準 平成 16 年度	目標 平成 22 年度	実績 平成 22 年度
清掃工場搬入量	約 350 万 t	約 270 万 t	約 288 万 t
家庭系ごみ排出量 (1 人 1 日あたり排出量)	— (排出量：785 g/人日)	約 120 g/人日削減 (排出量：665 g/人日)	108 g/人日削減 (排出量：677 g/人日)
事業系ごみ排出量 (事業者 1 日あたり排出量)	— (排出量：444 t/日)	約 25 t/日削減 (排出量：419 t/日)	92 t/日削減 (排出量：352 t/日)
リサイクル率	約 13.1%	約 24.5%	14.8%
最終処分量	約 6.3 万 t	約 4.9 万 t	約 4.9 万 t

2) リサイクル法対象関係

項目		基準	目標	実績
家電リサイクル法 対象品目	リサイクル率	—	平成 22 年度	平成 22 年度
	ブラウン管式テレビ	—	55%以上	85%
	液晶・プラズマテレビ	—	50%以上	79%
	エアコン	—	70%以上	88%
	冷凍・冷蔵庫	—	60%以上	76%
	洗濯機・衣類乾燥機	—	65%以上	86%
食品リサイクル法 対象品目	再生利用等の実施率	—	平成 18 年度	平成 18 年度
	食品産業計	—	食品関連事業者の食品 残渣等の 20%削減(再 生利用等の実施率 20%)	53%
	食品製造業	—		81%
	食品卸売業	—		62%
	食品小売業	—		35%
	外食産業	—		22%

※ 平成 21 年 4 月、液晶・プラズマテレビ及び衣類乾燥機を対象機器に追加

3) リユース・リペア関係

項目	基準 平成 13 年度	目標 平成 22 年度	実績 平成 21 年度
修理事業所数	624 社	730 社	574 社
リース・レンタル事業所数	108 社	130 社	162 社
リサイクルショップ数	58 社	90 社	50 社

※ 平成 21 年経済センサスより

2. 産業廃棄物

1) 排出関係

項目		基準 平成 12 年度	目標 平成 22 年度	実績 平成 22 年度
排出量	下水道汚泥除く	約 205 万 t	約 210 万 t	約 116 万 t
	下水道汚泥含む	約 316 万 t	—	約 268 万 t
再生利用率	下水道汚泥除く	約 28%	約 31%	約 67%
	下水道汚泥含む	—	—	約 30%
最終処分量	下水道汚泥除く	約 21 万 t	約 14 万 t	約 11 万 t
	下水道汚泥含む	—	—	約 12 万 t

2) リサイクル法対象関係

項目		基準	目標	実績
食品リサイクル法 対象品目	再生利用等の実施率	—	平成 18 年度	平成 18 年度
	食品産業計	—	食品関連事業者の食品 残渣等の 20%削減(再生 利用等の実施率 20%)	53%
	食品製造業	—		81%
	食品卸売業	—		62%
	食品小売業	—		35%
	外食産業	—		22%
建設リサイクル法 対象品目	再生資源化率	—	平成 22 年度	平成 22 年度
	コンクリート塊	—	95%	99%
	アスファルト・ コンクリート塊	—	95%	概ね 100%
	建設発生木材	—	95%	85%

3) 廃棄物の再資源化事業関係

項目	基準 平成 12 年度	目標 平成 22 年度	実績 平成 22 年度
廃棄物の再資源化事業関係	15 社	36 社	48 社

第3章 循環型社会をめざすにあたって

第1節 循環型社会とは

循環型社会の定義については、平成12年に成立した「循環型社会形成推進基本法」において規定され、「堺市循環型社会形成推進条例」においてもこの考えを踏襲していることから、本計画では、法の定義に沿ってわかりやすく示すこととしました。

すなわち、循環型社会とは、“市、事業者、市民等の各主体が、「もの」を大切にすることへの理解を深め、生産、流通、販売、消費、廃棄といった「もの」の流れの各段階において、できる限り廃棄物を発生させない（リフューズ、リデュース）ように努め、それでも排出された廃棄物については再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）を行う、といった4Rの取り組みが進み、社会における健全な物質循環が確保されることによって天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された社会”のことです。

また、実際には4Rできない多種多様の廃棄物が排出されるため、これらの適正処理についても循環型社会づくりを進める上で不可欠な取り組みとなっています。

第2節 堺市の循環型社会づくりの可能性

市民や事業者等が個々に実践する4Rの取り組みにはおのずと限界があります。そこで、循環型社会づくりを早期に進めようとするれば、これらの取り組みに加えて、市民や事業者等から排出された廃棄物をその種類等に応じて特定の場所に集約し、再生利用のための再資源化処理を行う（環境産業）ことと、これらから得られた再資源化物を既存産業が原材料やエネルギーとして利・活用することが不可欠となります。

このことから、循環型社会づくりに向けて重要な役割を担う環境産業の振興の観点から堺市の可能性をみると、堺市は、既存の産業活動及び新産業の起業環境において次のような地域特性を有していることから、これらのポテンシャルを効率的に活用することによって、21世紀の国際的な資源循環の連携を見据えた全国を代表する循環型社会づくりと、これらによる視察等の呼びみや二次産業誘致などまちの賑わいの創出が可能になると言えます。

1) 全国有数の産業集積

- 堺市の二次産業は、臨海部を中心とする市域に大きな産業集積が形成され、政令市中で1人当たり製造品出荷額等が1番目、事業所数が8番目に位置しています。（平成22年工業統計調査）

2) 環境産業立地の優位性

- 堺市の産業の業種構造を製造品出荷額等でみると、石油、鉄鋼、金属製品、化学などからなる基礎素材型が半数以上を占め、全国平均よりも非常に高い比率を示しています。このことはすなわち、環境産業が生み出す再資源化物のユーザーとしての大きな可能性

を有していると言えます。

- 土地利用の面では、広大な臨海部の未利用地などで土地の高度利用が十分には行われておらず、地域の持つ経済ポテンシャルを十分に活かしきっているとはいえない状況があります。このことは一方では、今後、環境産業の立地誘導を行う上での大きな強みと見ることができます。
- 交通面では、阪神高速道路をはじめとした交通基盤の整備が進んでおり、広域的な交通利便性は高まっています。このほか、阪神高速道路大和川線の整備など、更なる利便性の向上も期待できます。また、特定重要港湾堺泉北港を擁していることから、民間企業によるリサイクルポート事業の可能性も秘めています。

3) 事業化のための技術シーズの開発・蓄積

- 堺市内及び周辺地域には理工系大学や公設試験研究機関などの産業支援機関が立地し、産学連携や技術・マーケティングなどの産業支援基盤には非常に恵まれた環境が整備されています。特に、大阪府立大学では、文部科学省や大阪府の組織、複数の金融機関などからコーディネーターを受け入れ、民間企業等が求める技術ニーズを同大学に持ち込み、共同研究や受託研究などによって特許の取得や実用化の目処等の着実な成果を上げています。また、大学に蓄積された知識や技術を積極的に社会に還元し、産業の高度化や新産業の創出など地域産業の振興に貢献する「産学官連携機構」が平成 17 年度に創設されるなど、環境産業を支える新技術シーズの供給面での充実は極めて高いと言えます。

4) インキュベーション環境の充実

- 中百舌鳥地域の長曾根町には、堺市と中小企業基盤整備機構、堺商工会議所が出資する株式会社「さかい新事業創造センター」が運営するインキュベーション施設があります。起業家やベンチャー企業、新分野進出に取り組む中小企業などへの事業環境（オフィスと研究開発ラボ）の提供や、隣接する堺市産業振興センターや堺商工会議所などと連携して経営支援サービスを行うとともに、大学などの公的研究機関と入居企業との仲介を実施するなど、入居企業の事業成長に資する各種支援を行っています。現在、同インキュベーションに入居している53社のうち7社が環境・エネルギー分野に関連した事業を行っており、環境産業の発展に寄与しています（平成25年1月1日現在）。
- 堺市周辺地域では、研究開発支援・依頼試験・試験施設の開放利用・技術相談・人材育成・技術情報提供などの機能を有する大阪府立産業技術総合研究所が和泉市に立地するほか、大阪市には大阪市立大学、大阪市立工業研究所などの大学・公的産業支援機関が立地し、近畿経済産業局や中小企業基盤整備機構などとともにインキュベーション事業をサポートしています。

第4章 堺市がめざす循環型社会の姿と実現のための基本方針

第1節 堺市がめざす循環型社会の姿

社会経済システムの中に大きな資源循環の「環(わ)」を確保し、将来にわたって環境への負荷ができる限り低減された社会をつくることは、排出される廃棄物を単に回収し再利用するのではなく、市民生活や事業活動の中から限りある資源の消費をできる限り抑制し、それでも排出される廃棄物については再使用・再生利用を徹底することです。

このため、本計画では、“廃棄物をいかに収集し処理するか”ではなく“廃棄物をいかにして出さないようにするか”、そして“出された廃棄物はいかにして資源によみがえらせるか”ということに重点をおいて、廃棄物全体の流れを、これまでの一方通行型から持続可能な循環型に転換することをめざさなければなりません。

このような岐路に立って堺の歴史を顧みたととき、私たちは、黄金の茶室を建てるなど絢爛趣味を極めた太閤秀吉に対し「家は漏らぬほど、食は飢えぬほどにて事足れり」と省に徹し“簡素枯淡”の美を茶の本領とした利休の姿から、また、会合衆たちが築き上げた自由・自治の伝統と進取の気風の中から循環型社会づくりへの端緒を学びとることができます。

そこで、堺市が将来の世代に伝えようとする“循環型社会の姿”については、廃棄物を出さない生活スタイルや事業活動が21世紀の文化として定着し、排出された廃棄物については可能な限り資源としての有効活用が徹底されることによって実現する「廃棄物ゼロ型の社会」の形成をめざし、廃棄物の排出特性や処理責任に照らして次のように設定しました。

○ 堺市がめざす循環型社会の姿1

先人たちの“もの”を大切に長く使う暮らしに学びながら、21世紀型の持続可能な生活スタイルを育み次世代に伝えるまち

これは、利便性を優先し、“ものの量の豊かさ”を求めてきたこれまでの市民生活スタイルから、環境への配慮を優先し、“ものの質”や“心の豊かさ”を求める新しい生活スタイルへと人々の意識や価値観が変わり、それに根ざした行動がごく日常的に行われている社会のことです。

○ 堺市がめざす循環型社会の姿2

すべての事業者が、自由・自治の伝統と進取の気風のもとに、主体的かつ協働して新時代の資源循環に取り組み、また、そのことが正当に評価されるまち

これは、すべての事業者が循環型社会づくりの中心的役割を担っていることを深く認識し、排出者責任や拡大生産者責任の原則などのもとに、自主性、自律性を発揮して廃棄物の排出抑制、資源の循環的利用による環境負荷の低減に率先してかつ協働して取り組むとともに、こうした事業者の取り組みが市民や消費者等から地域における事業の受入やグリーン購入などを通じて正しく理解されている社会のことです。

第2節 循環型社会の実現のための基本方針

循環型社会づくりに関する基本方針については、堺市が将来の世代に伝えようとする“循環型社会の姿”の実現に向けて、堺市の循環型社会づくりの現状や可能性を踏まえて次のような3つの柱を設定しました。またその際、4Rの取り組み内容は広範多岐にわたることから各Rに区分して設定しました。

○ 基本方針1

4Rが賢明に実践される環境文化のまちづくり

循環型社会づくりにおいては、すべての市民や事業者による廃棄物の発生抑制、リユース・リサイクルに配慮した製品やサービスの提供・購入、使用済み製品のリユース・リサイクルの推進、“もの”の所有から“サービスの利用”への転換といった4Rの推進が不可欠となります。

このため、環境を基調とした価値観に基づき4Rが賢明に実践される環境文化のまちづくりをめざします。

1) ごみを持ち込まない、出さないしくみのまち（リフューズ、リデュース）

リフューズ及びリデュース面からは、市民や事業者のごみ問題に対する意識が一層高まり、ごみの発生・排出ができる限り少なくなる取り組みが、日常生活や事業活動の中で自主的かつ積極的に行われているまちをめざします。

2) 使用済み製品、部品等が再使用されるまち（リユース）

リユース面からは、事業者による製品等の設計段階では廃棄後の再使用が行われやすいような設計がなされ、消費者による購入段階ではこうした製品が積極的に選択され、また、使用後の不要品はリサイクルショップ等を通じて繰り返し使用され、廃棄段階では容器等を販売店に返却するなど、市民や事業者による再使用に向けた取り組みが自主的かつ積極的に行われているまちをめざします。

3) 廃棄物が未利用資源・エネルギーとして再生利用されるまち（リサイクル）

リサイクル面からは、廃棄物が他の事業者の原材料等として積極的に再生利用され、その一環として使用済みとなった製品等が排出者から引き取られ生産者等に引き渡され、また、排出者等によってリサイクルに要する費用が適切に負担され、消費者によってリサイクル製品が優先的に選択されることが積極的に行われているまちをめざします。

またこの場合、再使用・再生利用ができない廃棄物については、燃焼による熱エネルギー等として積極的に活用されるようにします。

4) 廃棄物が環境に負荷を与えないように処分されるまち（適正処分）

最終的に処理・処分せざるを得ない廃棄物については、廃棄物処理法等の厳格な運

用によって、大気汚染や水質汚濁等、及びダイオキシン類などの有害物質による環境汚染が生じないように適正処理が徹底されているまちをめざします。

また、排出事業者が廃棄物の処理・処分を処理業者や市に委託する場合にあっては、排出者責任のもとに処理費用を適切に負担するほか、管理票(マニフェスト)等によって、適正な処理・処分がなされたことの確認が徹底されているようにします。

○ 基本方針2

資源循環のネットワークに支えられた、環境と経済が共生するシステムづくり

廃棄物が資源として有効活用されるためには、分別・回収ルートが確立され、それらを再資源化するための産業が拡大し、及びこれらに要するコストが適正に分担され、そこから得られた再生資源やリサイクル製品が他の事業者や消費者によって幅広く受け入れられるなど、経済システムの中に資源循環のネットワークが形成される必要があります。

このことについて、近年は、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法等リサイクル関連法の施行に伴う社会的要請や処理技術の飛躍的な進歩などを背景として環境(リサイクル)産業に対する需要が高まるなど、循環型社会づくりにおける環境と経済の効率的な連携が一層重要となっています。

このため、産学官民の連携を推進することによって、堺市の地域特性を踏まえた資源循環ネットワークの形成を確立し、環境と経済が望ましい形で共生するシステムづくりをめざします。

○ 基本方針3

市民、事業者、市民活動団体等が行動し連携するための人づくり

循環型社会づくりを進めるためには、市民、事業者等の各主体が、自主的かつ積極的に4Rの取り組みを推進していくことが基本となるものの、各主体の取り組みだけでは目的の達成が困難な場合が多くあることから、市民、事業者、市民活動団体等がパートナーシップの下に相互に連携しながら取り組みが進められるようにならなければなりません。

このため、循環型社会づくりに向けた各種情報の提供、環境学習機会の充実等によって各主体の関心と活動意欲を高め、各主体の連携が促進されるための人づくりをめざします。

第3節 循環型社会の姿を実現するための目標

将来の世代に伝えようとする“循環型社会の姿”の実現に向けて、市民、事業者、市等が適切な役割分担のもとに主体的かつ協働しながら取り組みを着実に進めていくためには、各主体による取り組みの成果が客観的に“見える”よう適切な指標を設定しておく必要があります。

そこで、本計画では堺市がめざす“循環型社会の姿”ごとに目標の達成度が把握でき、また現状における問題点の発見や今後の改善に向けた重点取り組みを抽出するための点検が可能となるよう、計画の進行管理のための「指標」及び計画年度における「目標値」を次のように設定しました。またその際には、リサイクル関連法や産業界の自主取り組み等を踏まえた国・府等の削減計画との整合にも配慮しました。

このほか、市民や事業者の循環型社会づくりに対する意識や行動の変化については、市政モニター等の適切な方法を適宜活用してその把握に努めます。

1. 循環型社会の姿1に係る指標

市民ひとり一人が“もの”を大切に長く使うこと等によって、持続可能な生活スタイルを育てていく取り組みの達成度を表す指標を、1) 一般廃棄物の排出関係、2) リサイクル法対象関係、3) リユース・リペア関係に分類して設定しました。

1) 一般廃棄物の排出関係

項目	目標：平成27年度
清掃工場搬入量	約26.0万t/年
家庭系ごみ排出量 (1人1日あたり排出量)	655g/人日
事業系ごみ排出量 (事業者1日あたり排出量)	399t/日
リサイクル率	約28.0%
最終処分量	約2.7万t/年

2) リサイクル法対象関係

項目	目標	
	平成27年度 リサイクル率	
家電リサイクル法 対象品目	ブラウン管式テレビ	85%以上
	液晶・プラズマテレビ	79%以上
	エアコン	88%以上
	冷凍・冷蔵庫	76%以上
	洗濯機・衣類乾燥機	86%以上
食品リサイクル法 対象品目	平成27年度 再生利用等の実施率	
	食品製造業	85%
	食品卸売業	70%
	食品小売業	45%
	外食産業	40%

3) リユース・リペア関係

項目	目標
修理事業所数	730 社
リース・レンタル事業所数	162 社以上
リサイクルショップ数	90 社

2. 循環型社会の姿2に係る指標

すべての事業者が主体的かつ協働して資源循環に取り組んでいく上での達成度を表す指標を、1) 産業廃棄物の排出関係、2) リサイクル法対象関係、3) 廃棄物の再資源化事業関係に分類して設定しました。

1) 産業廃棄物の排出関係

項目	目標：平成 27 年度
排出量 (下水道汚泥含む)	約 278 万 t 以下
再生利用率 (下水道汚泥含む)	約 30%以上
最終処分量 (下水道汚泥含む)	約 12 万 t 以下

2) リサイクル法対象関係

項目	目標	
食品リサイクル法 対象品目	平成 27 年度 再生利用等の実施率	
	食品製造業	85%
	食品卸売業	70%
	食品小売業	45%
	外食産業	40%
建設リサイクル法 対象品目	平成 27 年度 再資源化等率	
	コンクリート塊	99%以上
	アスファルト・コンクリート塊	99%以上
	建設発生木材	95%

3) 廃棄物の再資源化事業関係

項目	目標
廃棄物の再資源化事業関係	48 社以上

第5章 目標達成のための行動指針

行動指針においては、“堺市がめざす循環型社会の姿”の実現に向けて市、事業者、市民等及び市民活動団体が相互に連携を図りながら取り組みを進めるに当たっての役割分担や取り組みの優先順位を明らかにするとともに、3つの基本方針に沿って、各主体が具体的に取り組みを進めるべきメニューを総合的・体系的に示しました。

第1節 市、事業者、市民等の役割

1. 市の役割

- 市は、国や府との役割分担のもとに関係法令に基づく取り組みを着実に実施することはもとより、市域における循環型社会づくりに関する施策を市民や事業者等と連携しながら積極的に推進すべき役割を担っています。そのため、めざすべき“循環型社会の姿”とそれに向けた取り組みの方向性を明らかにしながら、循環型社会づくりのための総合的、計画的な施策を策定します。
- 計画の推進については各主体の理解と協力が不可欠であることから、事業者や市民等の循環型社会づくりの取り組みに対する“動機付け”、“誘導”、“調整”といった各主体の自主的、積極的な取り組みを促進する役割を果たします。加えて、すでに自主的取り組みを実践している市民活動団体等に学び、委ね、協働します。
- 自らは大規模な事業者・消費者として、全庁的な資源の循環利用に率先して取り組みます。

2. 事業者の役割

- 事業者は、その事業活動を通じて物質循環に大きな影響を及ぼすとともに、循環型社会づくりに関する様々な取り組みを実施するための人的、技術的、経済的能力を有しています。このことから、排出者責任及び拡大生産者責任に基づき、資源の効率的利用や生産工程・流通過程の改善などによって廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用、適正処理に主体的に取り組みます。
- 循環型社会づくりに資する新たな技術の開発や再資源化の取り組みを関係団体等との連携のもとに進めるなど、事業活動全般において資源循環型の社会経済システムづくりを推進します。

3. 市民等の役割

- 市民は、自らの生活スタイルを“ごみゼロ”や“循環的利用”の視点から見直しを行うことによって、日常生活における物の購入や利用・消費段階での無駄や浪費を改善し、ごみの排出抑制を推進します。
- グリーンコンシューマーの立場からは、廃棄物の排出抑制や循環的利用を先導的に実践している事業者の商品やサービスを優先して選択することを通じてこれらの事業者の取り組みを支援します。
- また地域の一員として、市、事業者、市民活動団体等が実施する各種事業やイベントなどに積極的に参加・協力し、また支援することによって地域の環境保全活動を促進します。
- 自発的取り組みを率先して実施している市民活動団体については、自立的、組織的に幅広い活動を活発に行うことによって循環型社会づくりに大きな役割を果たすとともに、事業者や市と連携し補完しあうこと等によって市民ひとり一人の取り組みと事業者や市の取り組みとを結びつけ、循環型社会づくりのための協働を促進するなどのコーディネーター的役割を担います。

第2節 取り組みを進めるに際しての優先順位

各主体が個別の取り組みを進めるに際しては、環境への負荷をできる限り低減するため、次のような優先順位で実施することを基本とします。ただし、環境負荷の低減の視点からこの順位によらない方がいいと判断される場合にあっては必ずしもこの順位にこだわるものではありません。

- 1 番目：まず、廃棄物や副産物ができる限り発生しないような対策・取り組みを優先して行う（発生抑制：リフューズ、リデュース）
- 2 番目：それでも発生した使用済み製品等の廃棄物については、できる限り製品や部品として“繰り返し使用”ができるようにする（再使用：リユース）
- 3 番目：また、繰り返し使用できない廃棄物については、できる限り再資源化（ガス化を含む）を行い、リサイクル原材料として利用する（再生利用：リサイクル）
- 4 番目：そして、原材料としてリサイクルできない廃棄物については、環境への負荷に配慮しつつ、焼却による熱エネルギーとして回収し、利用する（熱回収：サーマルリサイクル）
- 5 番目：最後に、循環的利用が行えない廃棄物については、環境への影響に配慮しつつ適正に処分する（適正処分）

第3節 基本方針1に係る主体別取り組み例

ここでは各主体の役割分担に基づき、基本方針1に係る各主体に期待される取り組みメニューを例示しました。

1. 市民

基本方針1 “4Rが賢明に実践される環境文化のまちづくり”を進めるために、市民が取り組むべき行動メニューを各Rについて、購入、使用、廃棄の各段階に区分して例示しています。この中には時間や労力を要するものも含まれますが、循環型社会づくりを担うグリーンコンシューマーとしての役割の大切さ等を認識し、積極的に取り組んでいくことが期待されます。

1) ごみを持ち込まない、出さないしくみのまち（リフューズ、リデュース）

① 買い物での取り組み

ごみを持ち込まない、出さないための取り組みは、まず買い物の段階から廃棄物になりにくい製品の購入を意識して行動します。

- レジ袋を貰わないよう買い物袋を持参します
- 洗剤、シャンプーなどは詰替え可能な商品を選択します
- 適量購入のため、ばら売りや量り売り商品を優先して選択します
- 過剰包装を辞退し、簡易包装された商品を選択します
- リペアシステムのある商品など、長期間使用できる商品を選択します
- 価格や流行にとらわれず、本当に必要な商品を購入します
- 食材等は適量を購入します
- 使用の頻度や期間の短い商品などはリース・レンタルを利用します

② 使用中の取り組み

家庭から排出される廃棄物の約4割を占める生ごみの削減を行うとともに、製品の整備や修理をしながら長期間使用する生活習慣を取り戻します。

- 保存食材の賞味期限を把握しながら計画的に調理します
- エコクッキング^{※1}を心がけます
- 製品は、整備やクリーニングをしながら大切に使います
- 家電製品等は、修理・修繕しながら長く使います
- ホームセンター等のDIY^{※2}を利用して、壊れたものを自分で修理・修繕します

※1 食べ物やエネルギーを大切に、水を汚さず、ごみを減らしながら、地球にやさしくおいしい料理をつくることです。

※2 Do It Yourself の略。自らの住まいと暮らしをよりよいものとするために、自らが主体的に快適な生活空間を創造していかうとすることです。

③ 廃棄する時の取り組み

廃棄する時は、できる限りごみが少なくなるよう心がけます。

- ・ 調理くずなどは、十分水切りを行って廃棄します
- ・ 生ごみは、たい肥にして家庭菜園などで利用します

2) 使用済み製品、部品等が再使用されるまち（リユーズ）

① 買い物での取り組み

買い物段階から廃棄後のことを考えた商品選択を行い、またリサイクル製品を利用します。

- ・ ビールなどは、リターナブル容器の商品を購入します
- ・ リサイクルショップやフリーマーケットなどを利用します

② 使用中の取り組み

製品の使用段階から使用済み後の再使用を考え、また自ら使用済み製品の活用を実践します。

- ・ 使用済み後に製品・部品等が再使用されることを考えて製品を大切に使います
- ・ 古着をリフォームして自ら活用します

③ 廃棄する時の取り組み

ごみを捨てる時、“もう使えないか”、“他に用途はないか”について再度考えます。

- ・ まだ使える不要品は、フリーマーケットやリサイクルショップに出します
- ・ 廃棄する時は、再使用されることを考えていねいに扱います
- ・ リターナブルびんは、必ず販売店へ返却します

3) 廃棄物が未利用資源・エネルギーとして再生利用されるまち（リサイクル）

① 買い物での取り組み

リサイクル製品や再生利用しやすい製品、分解が容易な製品を選択することはリサイクル製品メーカーやリサイクル事業者の取り組みを促進することにつながることを常に意識して行動します。

- ・ 同じ機能であれば、再生素材から作られたリサイクル製品を選択します
- ・ 廃棄時のことを考えて、リサイクルしやすい素材を用いた商品などを購入します

② 廃棄する時の取り組み

資源ごみの拠点回収や集団回収は、家庭から排出される廃棄物が資源として活用される出発点であり、また、地域コミュニティづくりにもつながるため、マナーやルールを守って互いに協力します。

- ・ 資源ごみの分別排出、拠点回収、集団回収に積極的に協力します
- ・ 不要になった家電製品や自動車は小売業者や販売店等へ引き渡し、適切な処理料金を負担します。

2. 事業者

基本方針1 “4Rが賢明に実践される環境文化のまちづくり”を進めるために、事業者が取り組むべき行動メニューを、製造業、建設業、農業、卸売・小売業、飲食店ホテル・その他サービス業等ごとの各Rについて例示しました。

事業者は、その事業活動を通じて物質循環に大きな影響を及ぼしていることを認識して、事業活動全般において資源循環型の社会経済システムづくりをめざし、廃棄後のことを考えた設計・製造、環境配慮製品の供給、資源の消費を抑制する製品・サービスの提供などについて、素材産業、加工組立産業、流通・販売業等の業種間連携を図りながら積極的に取り組みます。

2-1 製造業

1) ごみを持ち込まない、出さないしくみのまち（リフューズ、リデュース）

ごみを持ち込まない、出さないための取り組みは、資源採取、生産、流通、廃棄の各段階を通じて資源の利用効率を高めることによって資源が廃棄物となることをできる限り抑制するものであるため、最も優先してこれを実行します。

① 製品開発・設計段階での取り組み

- ・ 製品の開発や設計段階から使用する部品・部材の量が最小となるよう工夫します
- ・ 部品の繰り返し使用や製品の耐久性向上をめざした設計に努めます

② 生産段階での取り組み

- ・ 原材料の利用方法から生産機材の運転等に至るまで、工程全体を通じた効率的な生産活動の実施及び生産資機材の長期間使用に努めます
- ・ 生産機器・設備については、可能なものからレンタル・リースを活用します
- ・ 原材料については、プレカット・特注など予備的な加工を行ったものの購入に努めます
- ・ ISO14001 の認証取得のもとに、PDCA サイクルによる継続的な取り組みの向上に努めます

③ 入・出荷段階での取り組み

- ・ 入出荷先との連携により簡易包装・無包装、通い箱の導入を進めるとともに、再

生素材による包装材等を使用します

- 使用する容器包装についてできる限りの薄肉化、軽量化を行います

④ 自社製品のユーザーに対する取り組み

- 製品が長期にわたって使用されるよう、自社製品ユーザーに対する修理・修繕、メンテナンス、アップグレード等のサービス体制の整備に努めます
- 自社製品のリース・レンタル制度の導入に努めます

⑤ 廃棄時の取り組み

- 発生した廃棄物等については、再資源化を考慮した適切な分別及び減量化を徹底します

2) 使用済み製品、部品等が再使用されるまち（リユーズ）

使用済み製品や部品等のリユーズを進めるためには、消費者やユーザーの理解と協力が必要であることから、製品を販売する卸売・小売業や情報サービス産業など関係者との緊密な連携を図りながら理解と協力の確保に努めつつリユーズの取り組みを推進します。

① 生産時等の取り組み

- 拡大生産者責任の趣旨を踏まえ、使用済み販売製品の回収及び部品等への再使用に努めます
- 生産時における部品の共通化や製品解体の容易化等を行い、回収製品が持つ部品再使用性の向上に努めます

② 入・出荷段階での取り組み

- 原料や製品の入・出荷に当たっては、入荷・出荷先と連携して専門容器や通い箱の導入を行います

3) 廃棄物が未利用資源・エネルギーとして再生利用されるまち（リサイクル）

循環型社会づくりがどれだけ進展するかは廃棄物の再生利用が重要な鍵を握っていることから、素材・製品のリサイクル容易性の向上等に加えリサイクル製品の品質向上等を推進し、また、リサイクルに係る各種情報の提供を拡大します。

- 他社の廃棄物を自社の原材料として利用するために必要な情報発信・収集を行うとともに、リサイクル関連事業者との連携を推進します
- 廃棄後のリサイクルを想定し、解体しやすい構造の導入、使用素材の統一、リサイクル可能素材の使用に努めます
- 製品については材質表示や分別・リサイクル識別マークの貼付等を行い、消費者

のリサイクル活動を支援します

- ・ 再使用・再生利用が不可能な廃棄物については、サーマルリサイクルに努めます

4) 廃棄物が環境に負荷を与えないように処分されるまち

- ・ 自社の廃棄物を自ら処理する場合は、大気汚染や悪臭等の環境汚染が生じないよう適正に処理します
- ・ 委託処理をする場合は、処理費用を適正に負担し、管理票等による適正処理の確認を行います。
- ・ 適正な処理が困難な廃棄物については、処理技術の研究・開発に努めます。
- ・ 「堺市循環型社会形成推進条例」に基づく廃棄物管理責任者を選任し、排出抑制・適正処理の徹底を図ります。

2-2 建設業

1) ごみを持ち込まない、出さないしくみのまち

建設廃棄物は堺市における産業廃棄物の排出及び最終処分に占める割合が高いことから、建設資材の開発・製造から建築物の設計、建設資材の選択、建設工事の施工に至る各段階において、廃棄物の排出抑制を一層促進します。

- ・ 住宅等の設計段階から、長寿命・高耐久、省資源、解体容易化、使用資材の統一、リサイクル可能素材の使用等への配慮を行います
- ・ 残土や汚泥の出にくい工法を採用するとともに、プレカットされた建設資材の使用等に努めます

2) 使用済み製品、部品等が再使用されるまち

建設廃棄物は、主に建築物の老朽・機能劣化によって既存の社会ストックから排出されるものであるため、発生抑制に増して廃棄物の再使用・再生利用を推進します。

- ・ 分別解体からの古木材・コンクリート等を建設資材に再使用し、残土は埋め戻し材として利用するよう努めます
- ・ 建設資材用梱包材については専門容器や通い箱を導入し、型枠材については繰り返し使用の実施及び繰り返し使用性の高い素材の選択を行います

3) 廃棄物が未利用資源・エネルギーとして再生利用されるまち

- ・ 建設工事では、再生ボード、再生骨材、エコセメント等の再生資材をできる限り利用するとともに、これらの使用については、発注者の理解の確保に努めます
- ・ 適切な工法の採用による分別解体を実施するとともに、解体工事従事者の知識及び技術の向上に努めます
- ・ 再使用・再生利用が不可能な廃棄物はサーマルリサイクルを行います

4) 廃棄物が環境に負荷を与えないように処分されるまち

- 自社の廃棄物を自ら処理する場合は、大気汚染や悪臭等の環境汚染が生じないよう適正に処理します
- 委託処理をする場合は、処理費用を適正に負担し、管理票等による適正処理の確認を行います
- 適正な処理が困難な廃棄物については、処理技術の研究・開発に努めます
- 「堺市循環型社会形成推進条例」に基づく廃棄物管理責任者を選任し、排出抑制・適正処理の徹底を図ります

2-3 農業

農業は食料の安定供給に大きな役割を担う一方、化学肥料・農薬・農業用プラスチック等の使用に伴う廃農業資材や製品出荷に伴う包装・梱包材等の廃棄物の排出と大きく関わっています。また家畜ふん尿の有効活用や食品リサイクル法と連携した飼・肥料の受入など、持続可能な環境保全型農業の推進が求められています。これらのことから、農業用資材製造業、食品製造業、卸売・小売業や飲食店等の異業種間の連携を図りながら資源循環に努めます。

1) ごみを持ち込まない、出さないしくみのまち

- 農業用資材は、できる限り廃棄物になりにくい素材への切り替えに努めます
- 農業用資材や農産物の入出荷に当たっては、入出荷先との連携による包装の簡易化や無包装の導入に努めます

2) 使用済み製品、部品等が再使用されるまち

- 農業用資材や農産物の入出荷に当たっては、入出荷先との連携による専門容器や通い箱の導入に努めます

3) 廃棄物が未利用資源・エネルギーとして再生利用されるまち

- 家畜等の排せつ物やもみ殻等については、「持続農業法（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律）」や「家畜排せつ物法（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律）」の趣旨に基づくたい肥化等の実施及び関係事業者との連携による活用の拡大に努めます
- 出荷時の包装材・梱包材については、素材の統一やリサイクル可能素材への切り替え、及び関係機関等との連携による使用済農業用プラスチック類の分別排出に努めます

4) 廃棄物が環境に負荷を与えないように処分されるまち

- モミ殻や雑草等を自ら処理する場合は、大気汚染や悪臭等の環境汚染が生じないように十分配慮します
- 委託処理をする場合は、処理費用を適正に負担し、管理票等による適正処理の確認を行います

2-4 卸売・小売業

卸売・小売事業者は自らの事業活動から排出される廃棄物問題に加えて、消費者に求められる廃棄物を出さない取り組みとも大きな関わりを持っていることから、自らの廃棄物の排出抑制等に加え、消費者の製品購入及び廃棄時における廃棄物の排出抑制につながる商品提供についての配慮などを積極的に推進します。

1) ごみを持ち込まない、出さないしくみのまち

- 商品の入出荷に当たっては、入出荷先との連携による包装の簡易化や通い箱等の導入に努めます
- 小売りでは食品トレイやラップ類の使用削減、簡易包装の実施に努めます
- 可能なものはばら売り・量り売りを優先し、レジ袋は有料化等を検討するなど、消費者の買い物袋持参運動等との連携を図ります
- 耐久消費財を取り扱う事業者は、自らが販売した商品に対する修理・修繕等のサービス体制の整備・充実に努めます
- 容器や包装材については、流通過程の工夫や梱包材の再利用等による排出抑制に努め、発生した廃棄物等については、再資源化を考慮した適切な分別や減量化の徹底を図ります
- DIY 技術情報の提供や実演などを通じて市民の DIY 活動を支援します

2) 使用済み製品、部品等が再使用されるまち

- 商品の入出荷に当たっては、取引先と連携した専門容器や通い箱の導入に努めます

3) 廃棄物が未利用資源・エネルギーとして再生利用されるまち

- 容器・包装材については再生品を使用し、また、よりリサイクルしやすい素材への転換を進めます
- リサイクルステーションの店頭設置など、市やリサイクル事業者と連携した資源ごみ回収への協力を行います
- リサイクル製品やエコ（環境配慮型）商品等の販売場所を設置・拡大し、それらの製品の普及を促進します

4) 廃棄物が環境に負荷を与えないように処分されるまち

- 自社の廃棄物を自ら処理する場合は、大気汚染や悪臭等の環境汚染が生じないよう適正に処理します
- 委託処理をする場合は、処理費用を適正に負担し、管理票等による適正処理の確認を行います

2-5 飲食店、ホテル、その他サービス業等

市民の日常生活と密接に関連する飲食店・ホテル等のサービス業は、環境意識の高まりとともに市民の環境に配慮したライフスタイルの転換に重要な役割を担っているため、自らの廃棄物の排出抑制等とともに利用者の理解・協力のもとに資源循環に配慮したサービスの提供に努めます。

1) ごみを持ち込まない、出さないしくみのまち

- 洗剤等の詰め替え可能製品を使用・提供するとともに、紙ナプキンや使い捨て容器製品の使用を自粛します
- 調理方法の工夫や端材の活用等、及びメニューや盛り付けの工夫等により食品ロスや食べ残し廃棄物の発生を抑制します
- 流通過程の工夫や梱包材の再使用等により廃棄物の発生を抑制します
- 調理くずは、十分水切りを行って廃棄します

2) 使用済み製品、部品等が再使用されるまち

- 商品の仕入れ等に当たっては、仕入れ業者等との連携による専門容器や通い箱の導入に努めます

3) 廃棄物が未利用資源・エネルギーとして再生利用されるまち

- リサイクル製品やリサイクル可能製品の使用及び提供に努めます
- 食品廃棄物の再生利用について、事業所単位から業界単位及び委託業者までを含めた幅広いリサイクルへの取り組みを検討します

4) 廃棄物が環境に負荷を与えないように処分されるまち

- 委託処理をする場合は、処理費用を適正に負担し、管理票等による適正処理の確認を行います

3. 市

市は、市民、事業者等との連携のもとに、市域の循環型社会づくりに関する施策を策定し、総合的、計画的に推進するとともに、各主体に対する“動機付け”、“誘導”、“調整”の役割を担っています。

このため、市民及び事業者の行動指針において、循環型社会づくりに向けて期待される各主体の取り組みメニューを示しましたが、これら全体を一括して推進することにはかなりの困難が予想されることから、これらの中から、当面の間、市が主体的にかつ市民、事業者との連携のもとに重点的に取り組む必要があると考えられる次の事業について一層の取り組みを推進します。

1) ごみを持ち込まない、出さないしくみのまち

- レジ袋の原料は石油であることに加えその使用の多くが一度限りであることから、レジ袋を使い捨て社会の象徴として捉え、スーパーや小売店への協力依頼、ホームページ等を通じたマイバッグ運動の事例紹介を行うなど、マイバッグによる買い物スタイルの普及を図ります。
- 容器包装プラスチックについては、その使用削減を図るため、“詰め替え製品の優先的利用”、“詰め替え商品の一層の品揃え”等を促進します。
- 厨芥ごみの削減を促進するため、市民に対して、“食品の計画的購入”、“調理による賞味期限内での使い切り”、“食べ残しをしない適量調理”等その成果が直接家計に反映する取り組み情報を広く提供することを通じて食品廃棄物の排出ゼロ化をめざします。
- 製品を長持ちさせることによってごみの排出抑制を推進する観点から、リペア・アップグレードに係るサービスの利用促進を図ります。

2) 使用済み製品、部品等が再使用されるまち

- 市民のリサイクル活動を促進するため、家庭等で不要となった家具・自転車等の不要品交換、及びこれらを自ら又はボランティアとの協働のもとに補修・再生して再使用に供するための拠点施設のあり方について検討します。

3) 廃棄物が未利用資源・エネルギーとして再生利用されるまち

- ・ 生ごみの減量化を推進するため、すでに実施している「生きごみさん」モニターの拡大等を通じて生ごみのたい肥化運動を一層推進します。
- ・ 事務所等から排出される古紙については、その排出量が少量の場合、回収事業者による引き取りが不可能となる場合があることから、近隣の複数事務所等が共同で回収する仕組みづくりを促進します。
- ・ 市は、“廃棄物になりにくい”、“再使用あるいは再生利用し易い”、“再生素材や再使用された部位・部品を多く使用している”等のエコ（環境配慮）物品等を積極的に選択するグリーン購入・調達の促進に努めます。

<事例1>「生きごみごみさん」による「生ごみのたい肥化」



堺市では、マンションのベランダでも可能な生ごみたい肥化の「生きごみさん」運動を推奨しています。

これは、神戸ごみ問題連絡協議会の香嶋さんの考案で交野市の「ごみゼロの会」の坂本さんと田中さんが、堺市の催しで実演・指導されたものです。

この方法は、好気性発酵によるたい肥化のひとつの方法で、腐葉土の中にいる好気性菌の働きにより米ヌカの発酵エネルギーを使って「生ごみ」を分解するもので、次のようなものがが必要です。詳細は堺市のホームページをご覧ください。

- ダンボール箱：みかん箱ぐらいの大きさ
- 米ヌカ：3kg 以上（お米屋さんで分けてもらう）
- 腐葉土：20リットル（約7kg、ホームセンター等で売っています）
- 新聞紙：2日分
- 温度計：100℃の棒温度計
- その他：スコップ、ガムテープ

<事例2>大阪エコエリア構想

高度なりサイクル施設の整備等をめざした大阪エコエリア構想事業のなかで、先行7事業が、平成17年7月、環境省及び経済産業省より“大阪府エコタウンプラン”の承認を得ました。平成24年12月現在、堺市臨海部の第7-3区において、5つの事業により資源化等が行われています。

- ① 亜臨界水反応による廃棄物再資源化事業（リマテック株）
高温・高圧による反応性の高い水（亜臨界水）を用いた塩素系廃溶剤、油泥等からアルコール、BDF等の製造
- ② 混合廃棄物リサイクリングアソートセンター事業（株DINS堺）
建設・解体系混合廃棄物から、粉碎、選別等の工程を経て高品質なりサイクル原料の回収
- ③ 食品系・木質系廃棄物総合リサイクル事業（株関西再資源ネットワーク）
食品系・木質系廃棄物の炭化等により炭化物等の製造
- ④ 食品残渣の飼肥料化・廃プラ等原燃料化事業（太誠産業株）
発酵処理による食品残渣から飼料・肥料の製造及び梱包材等の廃プラから再生原・燃料の製造
- ⑤ 廃木材等によるバイオマスエタノール製造事業（株DINS堺）
廃木材等のエタノール発酵による代替燃料の製造

第4節 基本方針2に係る取り組み

基本方針2に示す“資源循環のネットワークに支えられた環境と経済が共生するシステムづくり”を進めるためには、製造業等の動脈産業のグリーン化の推進はもとより、廃棄物排出者、リサイクル産業等の静脈産業、グリーンコンシューマー等の連携のもとに新たな資源循環ネットワークの形成が不可欠となります。また、リサイクル産業の育成を図るためには、安定した廃棄物の確保とリサイクル製品市場の拡充に加え、新しいリサイクル技術の開発が求められます。

このため、各主体は主体的にかつ相互に連携しながら次のような資源循環ネットワークの形成に向けた取り組みを推進します。

- 大学等の研究機関は、産学交流による共同研究や受託研究等を通じて廃棄物や副産物の利用に資するリサイクル技術の研究・開発を促進します。
- 事業者は、その事業活動から発生した廃棄物の循環的利用を高度に推進するため、収集運搬事業者、再資源化事業者及び他の製造事業者等との緊密な連携を図りながらリサイクルシステムの共同構築や運営等を行います。
- 市内に集積している製造業や廃棄物処理業等の事業者の中には、市域から発生する廃棄物や副産物を原・燃料として活用又は加工することが可能な事業者も存在することから、これらの事業者等が保有する既存施設を有効活用した廃棄物・副産物の循環ネットワークを構築します。
- 小売事業者は、生産者と消費者の間に立って環境配慮型製品に関する情報を生産者から収集し消費者に提供する一方、環境配慮型製品に関する消費者のニーズを把握し生産者に提供することによって、より良い環境配慮型製品の開発及び普及の促進に貢献します。
- 市民活動団体等は、組織内の知識やノウハウの向上、組織力の強化等に努め、資源ごみの集団回収や消費活動を通じた循環型社会づくりの牽引役として活動するとともに、事業者の取り組みを正しく評価し市民へ情報提供する一方、市民の意見を集約し事業者に適切な対応を求めるなどの行動を行います。

<事例3>堺市女性団体協議会、堺市消費生活協議会

堺市女性団体協議会、堺市消費生活協議会では、1990年からアルミ缶及び牛乳パックの自主回収に取り組んでおり、その収益金については、堺市緑化基金（牛乳パック）や災害義援金等（アルミ缶）に寄付しています。

第5節 基本方針3に係る取り組み

市民や事業者等による循環型社会づくりのための取り組みが、各主体の連携のもとに自発的かつ積極的に推進されるためには、基本方針3に示す“市民、事業者、市民活動団体等が行動し連携するための人づくり”が不可欠です。

このため、循環型社会づくりについて関心を持ち、各自の責任と役割を理解することから、ごみの減量化、リユース、リサイクル等の具体的な取り組みへの進化を促進するため、次のような取り組みによって循環型社会づくりのための人材育成を推進します。

- ・ 市は、循環型社会づくりを担う市民や事業者等が価値観の転換や意識の向上を図り、人の活動と環境の関わりや現代社会が抱える廃棄物問題などを理解し、その解決のために求められる環境に配慮した行動がとれるよう、情報基盤の整備、環境教育等による人材の育成及びパートナーシップの強化等に努めます。
- ・ 市は、多様な主体を巻き込んだ循環型社会づくりを促進するため、地域のリサイクル運動を促進するとともに、シンポジウムや市民フォーラム等の開催を行います。
- ・ 市民は、循環型社会づくりの課題やメニューを一人ひとりの日常生活に結びつけて理解し、環境にやさしいライフスタイルを実践するとともに、市や市民活動団体等が実施する循環型社会づくりのための啓発・学習プログラムに積極的に参加します。
- ・ 事業者は、循環型社会づくりに向けた取り組みに関する情報提供や企業行動を積極的にアピールする機会として自社内を市民等の環境学習の場開放するなど、市民や市民活動団体等が行う循環型社会づくりの取り組みについて積極的に協力し支援します。
- ・ 小売事業者は、敷地内の空きスペース等をフリーマーケットやバザーに提供するなど、市民や市民活動団体等が行う循環型社会づくりの取り組みについて積極的に協力し支援します。

<事例4>堺エコロジー大学

市民、NPO、学校・大学、企業、行政など、堺のまちを構成している様々な人々、団体が、環境に関する知識、経験等を活かし、「大学」と称した仕組みの中で様々な場所をキャンパスとして、講座やシンポジウム、フィールド学習等を幅広く展開していく環境教育・環境学習事業です。



第6章 計画の推進と進行管理

市、事業者、市民等が相互に協力しながら“循環型社会の姿を実現するための目標”の達成に向けた行動指針等に取り組んでいかなければなりません。

その際、堺市は、これらの取り組みを支援し促進するため、当面必要と考えられる以下の事項について戦略的に取り組みを進めます。

第1節 計画の推進

1. 情報基盤の整備

1) 情報提供システムの整備

循環型社会づくりに向けた取り組みを促進するため、各主体が必要とする情報を幅広く収集し、及びこれを整理・加工して迅速かつ的確に提供できるよう、次のような資源循環情報（例）を内容とするITを活用した情報提供システムの整備を図ります。

- 市域の廃棄物等の現状
- 先進的な4R活動の取り組み事例
- グリーン購入・調達に係る環境配慮物品情報
- 環境保全活動に係る基金・補助金等の情報
- リサイクル業者や廃棄物処理業に関する情報

2) 活動情報の広域連携化

市民活動団体等にとって多種多様な4R活動情報は、4R活動ノウハウの共有及びそれらの中から選択・組み合わせを行い個々の地域の状況にみあった活動形態を工夫するなど、活動の範囲やバリエーションの拡大を図る上で非常に効果的です。

このため、国等の関係機関や市町村はもとより地理的、社会的、自然的条件が異なる様々な地域の活動団体との連携・情報交流を図るためのネットワーク形成など広域連携機能の整備を図ります。

3) リサイクル情報ネットワークシステムの整備

生産・消費・廃棄から再生・再利用に至る資源循環プロセスにおいては、多くの事業者が介在するため、こうした事業者間の情報交流が十分に図られない結果、リサイクルされるべき物が効率的に利用されない状況が生じています。

このため、利用可能な廃棄物に関する情報を事業者に対して広域的に提供することによって廃棄物等の再資源化を促進するため、「廃棄物交換制度」等のリサイクル情報ネットワークシステムの整備を図ります。

2. 人材の育成・確保

1) 環境教育・学習の推進

社会全体の4R活動を活性化させるためには、循環型社会づくりに向けて市民、事業者等の関心と意欲を高め、広範な活動への積極的な参加を促すことが不可欠です。

このため、学校や企業、地域などの多様な場において日常的に環境教育・学習が推進されるよう、学校、事業者、市民活動団体等との連携による環境教育の推進に努めます。

とりわけ、次世代を担う学校教育では、各教科を通じた環境学習に加え、「総合的な学習の時間」等を活用し、児童・生徒がリサイクル等について総合的に学習し体験できるよう関係者との連携をさらに努めます。

また、市民や家族全体が容易に取り組めるメニューを開発し普及するとともに、環境学習のための副読本の配布や環境家計簿等その成果が数値的に確認できるツールの活用を通じて活動の輪を広げていきます。

2) 活動リーダー等の育成・確保

市民、事業者による自主的な4R活動を促進するためには、地域で活動できる人材や活動のリーダーになれる人材、各種活動をコーディネートできる人材を育成・確保する必要があります。特に今後は、市、事業者、市民団体等が協働するためのコーディネーターの役割が重要となります。

このため、環境カウンセラー制度の活用や指導者育成のための研修実施、大学や事業者等と連携した技術者・専門家養成のための教育システム等の整備について検討します。

その際、リーダーやコーディネーターは意図して育成できるものではなく、実際に活動する地域の中から生まれてくるものであることから、広範な活動の促進自体がリーダー等の育成の“揺りかご”となることを認識し行動します。

3) 資源循環に関する体験学習の推進

既存のリサイクル産業や大阪府エコタウン事業者等との連携の下に、資源循環の実践面について体験的に学習できる場を整備し広く公開することを通じて、知識による理解から経験・体験への進化を促進します。

3. パートナーシップの強化

1) 協働のための仕組みづくり

循環型社会づくりを主に担うのは市民であり事業者です。このため、市民や事業者の個々の取り組みについては、各々において又は市を含めた三者間のパートナーシップのもとに推進されなくてはなりません。

すなわち、各主体がリサイクル関係法令の規定を踏まえ、各々の経済的・技術的・人的条件に照らして循環型社会づくりに関する目標を自主的に設定するとともに、その達成に向けた具体的に実践しなければなりません。そうすることによって市全体の取り組みが進展し、循環型社会が徐々に形成されていくことが想定されますが、その中にあっては、市域全体の取り組みを推進するための仕組みが必要となってきます。

そこで市としては、計画の周知や自主的な取り組みに対する“動機付け”、“誘導”、“調整”等を行うことによって各主体の取り組みを促進するとともに、市民活動団体等のコーディネーターとしての参画を可能にし、パートナーシップの下に活動が推進できる枠組みを構築するなど、各主体が積極的に参加し協働できる仕組みづくりを検討します。

2) 市民参加と協働

市民は消費者として廃棄物を排出する立場にあり、消費行動の内容にともなって廃棄物の増減に直接的な影響を及ぼす一方、グリーンコンシューマーとして環境配慮型製品やサービスを提供する事業者を支援することが期待されることから、循環型社会づくりのためには市民の主体的な参画とパートナーシップの形成が求められます。

このため、市民参加のもとに廃棄物の減量等に関する政策形成を図るとともに、市や事業者との協働によって次のような役割を積極的に果たすよう各種の協議・啓発活動を推進します。

- 再生品の積極的利用
- ごみの減量
- 資源ごみの回収
- 不法投棄の根絶

3) 活動促進機能の充実

各種の4R活動を促進するためのシステムとして、個々の市民や市民活動団体等の主体性を基調としながら、市民等への相談応答、情報や学習機会の提供、市民等の自主的な実践活動の支援といった活動促進機能を充実させます。

4) 環境産業の創出

事業者等が抱える廃棄物処理に係るニーズと大学等が保有する廃棄物処理技術シーズとのベストマッチングによって得られる再資源化産業候補の事業採算性等を調査・検討し、及び実証研究等の支援を行うことによって堺市独自の環境産業クラスターの創出を図ります。

5) 環境技術開発の推進

廃棄物再資源化の進展は、再資源化物の品質や価格等の面からみて再資源化に係る技術革新によるところが極めて大きいため、市、大学、事業者等が相互に情報交流、連携強化を図ることによって課題解決型の環境技術シーズの研究開発を促進します。

計画の推進



第2節 進行管理

- 計画に掲げる行動指針を着実に実施するため、環境の保全と創造に係る施策を総合的、計画的に推進するために設置している「堺市環境行政推進庁内会議」等を有効に活用し、循環型社会づくりに関する施策・事業の積極的な推進と進捗状況の的確な把握・評価など、PDCAサイクルに基づく計画の進行管理に努めます。
- これと併せ、取り組みについての進捗状況の確認や新たな課題の検討等を行い、市民協働による計画の着実な推進を図ります。
- 既存のリサイクル産業や現在計画中の環境産業の下になされた廃棄物の再資源化量等の調査結果及び目標の達成状況等を総合的に評価し、目標の見直しや必要な施策の追加実施等を行います。
- 本計画で定めた目標の達成状況等を取りまとめ、これを公表します。

計画の進行管理

